



法学部長

田邊宏康 教授

たなべ ひろやす

1960年福岡生まれ。1984年東北大学法学部法学科卒業。1992年西南学院大学大学院法学研究科博士後期課程中退。2003年西南学院大学博士(法学)。主著として、『有価証券と権利の結合法理』(成文堂、2002年)、『有価証券法理の深化と進化』(成文堂、2019年)、『手形小切手法講義(第3版)』(成文堂、2019年)等。

私の研究分野と オンライン授業

この9月1日に本学法学部長に就任いたしました。

私の次女は大学2年生で、育友会の皆様と同様の状況です。1960年生まれの私自身も、おそらくは皆様とほぼ同世代でもありましょう。昭和に生まれ、平成を経て令和になり、くたびれかけた今、新型コロナ禍を迎えています。昭和から令和までずいぶん社会は変わってきましたが、新型コロナ禍で今後の変化はさらに大きなものとなるのでしょうか。もっとも、その変化後の社会の姿かたちは定かではありません。その変化に対しては、怯えつつも、新しい価値観を生み出す期待も持っています。

「先生紹介」という本稿では、本来ならば私自身の人生経験等について執筆すべきなのですが、ここまで本当に恥多き人生です。そもそも私は小学校から大学まで学校がそれほど好きではなく、実は今でもそうです。皆本音は多少なりとも私と同じだと思っていたのですが、かつてある先生が「私は学校大好き人間で、風邪も引いたことがなく、小学校か

ら大学まで無欠席で、教員になってからも無休講なんだ」というようなことをおっしゃってショックを受けた記憶があります。そこで、以下では、私自身の話の代わりに私の研究分野について紹介し、私が行っているオンライン授業について簡単に触れておきたいと思います。

有価証券法という分野

私は商法を専攻しており、研究の中心は有価証券法というものです。有価証券法という法典はなく、法学部出身者においても有価証券法という法は意味不明かと思いますが、要は手形小切手を中心に株券や船荷証券等に関する法理を研究してきたということです。

社会の変化とともに、有価証券を取り巻く環境も大きく変化してきました。紙ベースの有価証券は全体的に電子化の方向にあり、代表的な有価証券と考

えられてきた株券・社債券については、上場会社のもは振替株式・振替社債として電子化されています（社債、株式等の振替に関する法律参照）。権利の発生、移転、行使の全部に証券を要するという意味において「完全有価証券」とされ、「有価証券の父」といわれる手形小切手についても、電子記録債権としてその中心的機能が電子化されています。金融機関にお勤めの方は、私以上にその辺りの事情に詳しいと思います。船荷証券については、法制度としては電子化の途上にありますが、電子的な船荷証券について紙の船荷証券と同様の扱いを認める国際条約があります。新型コロナ禍で、有価証券の電子化もさらに進むと思います。

商法の研究仲間からは、「手形なんて使われなくなっていくもの研究してどうするの」などとよく言われます。従来から商法学の「表街道」は会社法学で、手形法学ないし有価証券法学は「裏街道」ともいえます。手形小切手が最も使われていたのは昭和40年代で、その後の利用は右肩下がりです。手形法を研究する学者も減っています。特に約束手形については、経済産業省が2026年をめどに使用をやめるよう産業界や金融界に働きかけています。しかし、約束手形の需要がなくなったわけでもありませんので、その廃止は簡単にはいかないでしょう。仮に手形小切手が消滅しても、企業間の決済手段が必要なことには変わりがありません。手形小切手は紙を使用するという点を除き非常に合理的にできており、紙の手形小切手に関して発展してきた法理は電子記録債権法理にも生き続けています。他方、株券については、上述のように上場会社のもは振替株式になりましたが、中小企業の中には株主名簿の管理が皆さんのために記載が信頼に値しないところも多いようです。そのような会社が株券不発行会社に移行した場合、誰が株主であるかわからなくなり、法律関係が不安定なものとなるおそれもあります。有価証券にはその所持人だけが権利者と認められるという作用があり、実際に株券を発行している株券発行会社にはメリットがないのではなく、株券はもうしばらく存在を認めておいたほうがよいように思われます。

オンライン授業のメリット

私が今年度の前期に担当した授業は、「手形法小切手法Ⅰ」、「商法総則」、「会社法A」、「専門ゼミナール」、「専修大学入門ゼミナール」の5つです。このうち前3者は全回オンライン授業で、後2者も3割程度がオンライン授業でした。オンライン授業は、ご承知のように昨年の前期から始まったのですが、当初はどうやって良いかわからず途方に暮れたものです。1回目の授業ではとりあえず文字情報だけで講義を行ったのですが、受講生からは「これで授業といえるのか？」という厳しい意見があり、2回目からは思い切ってユーチューバーになったつもりで動画を配信しました。これまでは人に向かって話していたものをパソコンの画面に向かって話しますので、違和感は相当のものでした。しかし、そのような形でのオンライン授業に慣れてくると、いろいろとメリットもあることにも気づきました。

私にとってオンライン授業の大きなメリットは、動画配信中にネットのサイトを参照できることでした。私の専攻の商法は、社会経験の少ない大学生にとって非常にイメージが湧きにくい分野です。言葉だけで「手形がどうの」「商業登記がどうの」「振替株式がどうの」などと話しても、リアリティーがないのです。しかし、専大の授業動画配信ソフトのMeetには画面共有という機能があり、それによりネットのさまざまなサイトを参照でき、若干ながらも授業にリアリティーが生まれたように思います。他方、オンライン授業には黒板が使えないというデメリットもありますが、ペイントソフトの利用で補うことができました。また、私は毎回の授業を録画していますので、受講生にとっては、聴きたいときに聴けるというメリットもあるでしょう。オンライン授業は、決して悪いことばかりではありません。

新型コロナ禍の日々はなかなか辛いです。育友会の皆様とご子息・ご息女のご健康が守られますよう心よりお祈り申し上げます。